

近江八幡市告示第293号

近江八幡市ささえあい商助推進ロゴマーク使用規程を次のように制定する。

平成30年11月22日

近江八幡市長 小 西 理

近江八幡市ささえあい商助推進ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、近江八幡市ささえあい商助推進ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、近江八幡市ささえあい商助推進事業者登録制度実施要綱（平成30年近江八幡市告示第15号）第2条に規定する商助を推進する取組、情報発信等のために使用するものとする。

2 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

3 ロゴマークに関する一切の権利は、近江八幡市（以下「市」という。）に帰属する。

(使用申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、近江八幡市ささえあい商助推進ロゴマーク使用承認申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しその承認を受けなければならない。ただし、市長が認める場合は、書類の一部を省略することができる。

(1) 申請者の所在、設立目的（法人に限る。）及び事業内容を明らかにする書類

(2) 企画書等ロゴマークの使用内容が分かるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用するとき。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が、教育目的に使用するとき。
- (4) 著作権法（昭和45年法律第48号）で認められている私的使用の範囲に該当するとき。
- (5) その他市長が認めたとき。

（使用承認）

第4条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、使用の可否を決定し、近江八幡市ささえあい商助推進ロゴマーク使用承認（不承認）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を許可しないものとする。

- (1) 商助の推進に反するおそれがあるとき。
- (2) 市の信用若しくは品位を害すると認められるとき又はそのおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反する場合又はそのおそれがあるとき。
- (4) 政治活動、宗教活動、思想の普及活動等のために使用されるおそれがあるとき。
- (5) 青少年の健全育成に有害となるおそれがあるとき。
- (6) 特定の個人又は団体の売名行為に利用されるおそれのあるとき。
- (7) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な物品に使用する場合において、当該認定等が得られていないとき。
- (8) その他ロゴマークを使用することが不相当と認められるとき。

（遵守事項）

第5条 ロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、

その使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別に定める近江八幡市ささえあい商助推進ロゴマークデザインマニュアルを遵守すること。
- (2) 承認された内容のみに使用すること。
- (3) ロゴマークの一部のみを使用し、又は変形しないこと。ただし、市長があらかじめ必要と認めるときは、この限りでない。
- (4) ロゴマークのイメージ、信用等を損なうことがないよう適正に使用すること。
- (5) ロゴマークを使用する物品の安全性及び品質について、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。この場合において、市長は、当該物品を原因とする事故に対し一切の責任を負わない。

(使用承認の取消し等)

第6条 市長は、ロゴマークの使用が申請の内容と異なるとき若しくは第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき又は使用者が前条各号に規定する事項を遵守していないときは、当該使用の承認を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、近江八幡市ささえあい商助推進ロゴマークロゴマーク使用取消し通知書（別記様式第3号）により、当該使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消した使用者に対し、物品へのロゴマークの使用を停止させ、回収を求め、その他必要な措置をとることができる。
- 4 市長は、使用の承認を得ずにロゴマークを使用している者又は使用しようとしている者に対し、その物品等へのロゴマークの使用を停止し、回収させ、その他必要な措置をとることができる。
- 5 市長は、前2項の措置に係る物品の回収等に要した費用は、負担しない。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用に係る費用は、無料とする。

(使用期間)

第 8 条 ロゴマークを使用できる期間は、使用の承認を受けた日から起算し 3 年以内とし、継続して使用するときは再度申請を行うものとする。

(損失補償等の責任)

第 9 条 市長は、ロゴマークの使用に係る損失補償等について一切の責任を負わない。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、告示の日から施行し、平成 30 年 10 月 30 日から適用する。

別図 (第 2 条関係)



別記様式第1号（第3条関係）

近江八幡市ささえあい商助推進ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

近江八幡市長 宛

（申請者）

住 所

氏 名

印

担当者

連絡先

メール

近江八幡市ささえあい商助推進ロゴマークの使用について、下記のとおり申請いたします。

ロゴマークの使用に当たっては、近江八幡市が定める「近江八幡市ささえあい商助推進ロゴマーク使用規程」及び「近江八幡市ささえあい商助推進ロゴマークデザインマニュアル」を遵守し、これらに違反した場合は、承認の取消しを受けても異議ありません。

記

1 使用項目

ポスター、チラシ、パンフレット等

宣伝、販売促進等のためのノベルティ類（製作予定品： ）

企画開発商品

（①開発予定商品名 ②販売価格 ）

その他（①使用品名 ②使用用途 ）

テレビCM、新聞又は雑誌広告

2 発行（製作）数

3 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 同意事項

上記1使用項目以外にロゴマークの転用及び複製をしません。

別記様式第2号（第4条関係）

近江八幡市ささえあい商助推進ロゴマーク使用承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

近江八幡市長 印

近江八幡市ささえあい商助推進ロゴマークを使用することについて、下記のとおり通知します。

なお、申請内容等に違反した場合は、承認を取り消すことがあります。

記

1 承認する。

(1) 使用項目

- ポスター、チラシ、パンフレット等
- 宣伝、販売促進等のためのノベルティ類（製作予定品： ）
- 企画開発商品
 - （①開発予定商品名 ②販売価格 ）
- その他（①使用品名 ②使用用途 ）
- テレビCM、新聞又は雑誌広告

(2) 発行（製作）数

(3) 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(4) 同意事項

上記1使用項目以外にロゴマークの転用及び複製をしません。

2 承認しない。

別記様式第3号（第6条関係）

近江八幡市ささえあい商助推進ロゴマーク使用取消し通知書

第 号
年 月 日

様

近江八幡市長 印

年 月 日付け 第 号で承認した近江八幡市ささえあい商助推進ロゴマークの使用について、近江八幡市ささえあい商助推進ロゴマーク使用規程第6条の規定により、下記のとおり使用の承認を取り消したので通知します。

記

1 使用承認取消し年月日 年 月 日

2 取消しの理由